

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公開番号】特開2020-124581(P2020-124581A)

【公開日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2020-033

【出願番号】特願2020-80996(P2020-80996)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 6 1

A 6 3 F 5/04 6 5 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行う遊技機であって、

プログラムを記憶する記憶手段と、

該記憶手段に記憶されたプログラムに従った処理を実行するマイクロコンピュータと、
を備え、

プログラムは、割込の発生に応じて実行される割込プログラムを含み、

前記マイクロコンピュータは、

割込が許可されているときに、該割込にもとづいて割込プログラムに従った処理を実行する割込処理実行手段と、

前記記憶手段における割込プログラムのアドレスを記憶可能な記憶領域を有するアドレス記憶手段と、

前記アドレス記憶手段の記憶領域で記憶しているアドレスが所定の範囲にあるか否かを前記マイクロコンピュータの起動時に判定する判定手段と、

割込プログラムのアドレスが所定の範囲にないと前記判定手段が判定したときに前記マイクロコンピュータの起動を制限する起動制限手段とを備え、

前記遊技機は、

受付期間において操作手段に対する複数回の操作を受け付ける第1操作受付手段と、

前記受付期間において前記操作手段に対する特定操作が検出された場合に前記特定操作を前記複数回の操作として受け付ける第2操作受付手段と、をさらに備え、

前記第1操作受付手段が前記複数回の操作を受け付けたこと、または、前記第2操作受付手段が前記特定操作を受け付けたことに基づいて演出を進行させ、当該演出の進行が終了してから前記操作手段に対する特別操作が受け付けられたことに基づいて、演出結果を報知し、

前記演出の進行が終了してから前記特別操作を受け付ける特別操作受付期間が開始されるまでの間に、前記操作手段に対する操作を受け付けない非受付期間が設けられる、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

このような遊技機の一例として、割込が発生するものが開示されている（例えば、特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ベクタテーブルに意図しないアドレスが定義されていれば、マイクロコンピュータの起動後であっても割込が発生するまでは正常な処理が実行されるものの、割込が発生したときに意図しない処理が実行される虞がある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上記実情に鑑みてなされたものであり、意図しない割込処理が実行されることを事前に防止することができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(A) 上記課題を解決するために、本発明の遊技機は、
遊技を行う遊技機であって、
プログラムを記憶する記憶手段と、
該記憶手段に記憶されたプログラムに従った処理を実行するマイクロコンピュータと、
を備え、

プログラムは、割込の発生に応じて実行される割込プログラムを含み、
前記マイクロコンピュータは、
割込が許可されているときに、該割込にもとづいて割込プログラムに従った処理を実行する割込処理実行手段と、

前記記憶手段における割込プログラムのアドレスを記憶可能な記憶領域を有するアドレス記憶手段と、
前記アドレス記憶手段の記憶領域で記憶しているアドレスが所定の範囲にあるか否かを前記マイクロコンピュータの起動時に判定する判定手段と、

割込プログラムのアドレスが所定の範囲にないと前記判定手段が判定したときに前記マイクロコンピュータの起動を制限する起動制限手段とを備え、
前記遊技機は、

受付期間において操作手段に対する複数回の操作を受け付ける第1操作受付手段と、
前記受付期間において前記操作手段に対する特定操作が検出された場合に前記特定操作を前記複数回の操作として受け付ける第2操作受付手段と、をさらに備え、
前記第1操作受付手段が前記複数回の操作を受け付けたこと、または、前記第2操作受付手段が前記特定操作を受け付けたことに基づいて演出を進行させ、当該演出の進行が終

了してから前記操作手段に対する特別操作が受け付けられたことに基づいて、演出結果を報知し、

前記演出の進行が終了してから前記特別操作を受け付ける特別操作受付期間が開始されるまでの間に、前記操作手段に対する操作を受け付けない非受付期間が設けられる。

さらに、他の態様に係る(1)の遊技機は、

遊技を行う遊技機（例えば、スロットマシン1、パチンコ遊技機）であって、

受付期間（例えば、連打演出開始後の受付期間）において操作手段（例えば、演出用スイッチ56、401、MAXBETスイッチ6、スタートスイッチ7、ストップスイッチ8L、8C、8R、精算スイッチ10、タッチパネル、遊技者による特定の動作を検出可能なセンサ）に対する複数回の所定操作（例えば、連打操作、センサに対する複数回のジェスチャ）を受け付ける第1操作受付手段（例えば、サブ制御部91が実行するステップS103の処理）と、

前記受付期間において操作手段に対する特定操作（例えば、長押し操作、センサに対する特定のジェスチャ）が検出された場合に前記特定操作を前記複数回の所定操作として受け付ける第2操作受付手段（例えば、サブ制御部91が実行するステップS104の処理）と、

所定演出（例えば、連打演出）を実行する所定演出実行手段（例えば、サブ制御部91が実行するステップS101～S116の処理）とを備え、

前記所定演出実行手段は、

前記第1操作受付手段が前記複数回の所定操作を受け付けたこと、または、前記第2操作受付手段が前記特定操作を受け付けたことに基づいて、前記所定演出を進行させる演出進行手段（例えば、サブ制御部91が実行するステップS101～S105の処理）と、

前記所定演出の演出結果として特定結果または前記特定結果とは異なる非特定結果を報知する演出結果報知手段（例えば、サブ制御部91が実行するステップS106～S116の処理）とを含み、

前記演出結果報知手段は、前記演出進行手段による前記所定演出の進行が終了してから前記操作手段に対する特別操作（例えば、最終操作、押下操作、センサに対する特別なジェスチャ）が受け付けられたことに基づいて、前記演出結果を報知する（例えば、サブ制御部91が実行するステップS106、S113、S114の処理）。